

太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 11 号

太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語の定義は、法で使用する用語の例による。

第 4 条を次のように改める。

（職員の人員に関する基準及び当該職員の員数）

第 4 条 法第 115 条の 46 第 5 項に規定する地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号で定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。